守秘義務遵守誓約書

2023年　　月　　日

香川県

ＥＹ新日本有限責任監査法人

住所

法人名等

代表者氏名　（代表者名又は権限規程に基づく決裁者名）

当社は、今般案内がありました「東京讃岐会館を受け継ぐ新たな情報発信・交流拠点の整備に関するマーケットサウンディング」（以下「ＭＳ」といいます。）に係る「質問回答書」を作成することを目的（以下「本目的」といいます。）として、参加申込書及び本誓約書を提出した者にのみ提供される配布資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の配布を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の配布を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の配布を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

２　当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者をして、本書記載の遵守事項と同等以上の守秘義務の履行を香川県（以下「県」といいます。）及びＥＹ新日本有限責任監査法人（以下「ＥＹ」といいます。）に対して書面をもって誓約させた場合には、当社は、当該誓約を行った者に対し、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

３　当社は、自らの責任において、前項の規定により誓約を行い、守秘義務対象資料の全部又は一部の開示を受けた者をして、当該誓約事項を遵守させるものとし、その者が当該誓約事項に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したものとみなされて責任を負うことを約束します。

第２条（秘密の保持）

当社は、県又はＥＹから配布された守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令又は条例等（以下「法令等」といいます。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第３条（善管注意義務）

当社は、県又はＥＹから配布された守秘義務対象資料に含まれる情報が、県、ＥＹ又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、県、ＥＹ又は当該情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（個人情報の取扱い）

県又はＥＹから配布を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により県、ＥＹ及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により県、ＥＹ、及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第５条（期間）

本誓約書に基づき当社が負う義務は、当社が第7条第1項に従って守秘義務対象資料を破棄した場合であっても、また、当社が「東京讃岐会館を受け継ぐ新たな情報発信・交流拠点の整備」の実施に係る事業者募集に関する手続を行わなかった場合であっても、存続するものとします。

第６条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより県、ＥＹ又は第三者（県又はＥＹに対して守秘義務対象資料の作成にあたり必要な情報を提供した者を含みますが、これに限りません。）に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第７条（書類の破棄等）

１　当社は、県又はＥＹから受領した守秘義務対象資料を、破棄義務の遵守に関する報告書の提出期限までに（又は本誓約書の違反等により県、ＥＹが破棄を求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄することを約束します。

２　当社は、県又はＥＹから受領した守秘義務対象資料について、複写、秘密情報の書面化及び磁気ディスク及び録音テープその他の媒体への情報の入力並びに当該媒体の複製を行った場合は、破棄義務の遵守に関する報告書の提出期限までに（又は本誓約書の違反等により県、ＥＹが破棄等を求める場合は当該請求後速やかに）、当該複写物等を破棄又は消去することを約束します。但し、法令等又は当社の社内規程により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定若しくは命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は、当該資料及び情報等の保存が必要とされる限度において、当該資料及び情報等を県又はＥＹに返還又は破棄等することなく、当社において適切に保存すること、並びに、当該資料及び情報等の保存が必要でなくなった場合には、速やかに当該資料及び情報等を破棄又は消去することを約束します。

以　上